

# 令和7(2025)年度

## 栃木県育英会月額貸与奨学生（大学等）募集要項

〔追加募集期間 令和6(2024)年12月11日（水）～令和7(2025)年3月14日（金）〕

公益財団法人栃木県育英会

- 奨学金は貸与です。卒業後返還することになります。その返還金は、すべて後輩の奨学金として活用される仕組みになっています。
- 奨学金を希望する人は、出願資格、返還方法を十分理解の上、申し込んでください。

### 1 奨学金の種類

名称	対象者
一般奨学金	大学・短大の1年次又は修業年限2年以上の専修学校専門課程の1学年に進学予定の人

### 2 出願資格

- 令和7(2025)年3月卒業見込の高等学校等在学学生又は申込時において高等学校等卒業後2年以内の人で、令和7(2025)年度に大学・短大の1年次又は修業年限2年以上の専修学校専門課程の1学年に入学を希望する人
- 保護者（父母）又はこれに代わる人が栃木県内に住所を有する人
- 学習活動その他の品行が正しく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがある人
- 出身校又は在学学校における全学年を通じた学習成績評定平均値が、5段階評価で3.0以上である人
- 本人の属する世帯で、父母又はこれに代わって家計を支えている人の**令和5(2023)年中の所得要件算定基準額（別紙に詳細があります。）が、381,500円以下**である人
- 本会以外の機関（日本学生支援機構、市町等）の奨学金等の貸与を受けない人（給付は可）。ただし、交通遺児育英会奨学金及びあしなが育英会奨学金に限っては、重複して貸与を受けることが可能です。

### 3 貸与額、貸与人員及び貸与期間

区分	一般奨学金（無利子）	
	自宅通学	自宅外通学
貸与月額	30,000円	38,000円
採用人員枠	19名	
貸与期間	正規の最短修業年限	

注) 貸与は、足利銀行の本人名義の口座に4ヶ月分をまとめて年3回振り込みます。

### 4 返還

区分	卒業後の据置期間	返還期間	返還方法
一般奨学金	6ヶ月	貸与した期間の2倍の期間内	年賦又は半年賦による均等払（足利銀行口座から自動振替）

注) 奨学金は無利子ですが、返還が遅滞した場合は、延滞金（年3%）がつきます。

5 提出書類（各1部）

- (1) 奨学生願書（本会指定の様式によるもの。高等学校等の長の推薦書付）
- (2) 調査書（在学又は卒業した高等学校等の長が作成したもの）
- (3) 令和6（2024）年度住民税決定通知書の写し（※）

※ 住民税決定通知書とは、例年5月下旬～6月上旬頃に自治体から交付されている書類です。所得要件の計算に必要なので、以下の様式例のとおり氏名欄及び金額欄が明確に読み取れるように全体をコピーし、次の例にしたがって添付してください。なお、所得証明書や源泉徴収票等では受付できませんので、ご注意ください。

- ア 両親がいる世帯の場合 → 父と母の2人
- イ 父母に代わる人が家計を支えている世帯の場合 → 父母に代わって家計を支えている人
- ウ 母子又は父子世帯の場合 → 母又は父

<様式例>

令和 年度 給与所得等に係る市町村民税・道府県民税・森林譲渡税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）		納 付 額		受 給 者 番 号		氏 名		指 定 番 号	
所得	給付	市	町	納付額	受給者番号	姓	名	指定番号	
給与収入 固定資産（取得 価額調整控除後） その他の所得計	主たる給与 以外の給与 所得区分 総所得金額①	税 額	税 額	税額控除額② 所得割額③ 均等割額④	6月分 7月分 8月分	住	所	姓 名 番 号	
除 税 額	除 税 額	納 付 額	納 付 額	均等割額④ 特別徴収税額⑤ 税額控除額⑥ 所得割額③ 均等割額④ 森林譲渡税額⑦ 特別徴収税額⑧ 控除不足額⑨ 増徴額（⑩-⑨） 既納付額⑩ 変更前税額⑪ 増徴額（⑩-⑪） 課税額（⑩-⑪）	9月分 10月分 11月分 12月分 1月分 2月分 3月分 4月分 5月分	あなたの特例課税額を基盤として算定（決定）したので、毎月納税4回、累計5回が原則です。（「課税区分」の欄に正しく記載してください。また、この通知書の受取等が可能な場合は、この通知書を受け取る当日から起算して1ヶ月以内（「市・町」欄に対して書面請求をすることができます。この特別徴収税額の取扱いの変更は、納税の要請書に添付した申告書提出日の翌日から起算して1ヶ月以内（市・町）を後付として（市・町）納付控除の代金として）換算することができます。なお、給付の取扱いの変更は、納税の要請書に添付した申告書提出後であれば換算することができないこととされていますが、⑩課税額が⑨より少なくなると増徴額が生じます。⑩の増徴額は、給付の取扱いの変更により生じた課税額を換算する必要があるとき、⑩の増徴額を減らすことによる正当な理由があるときは、納税を基盤としても給付の取扱いの変更を換算することができます。		令和 年 月 日	市町村長 氏 名 〇
所得	給付	市	町	納付額	受給者番号	姓	名	指定番号	
給与収入 固定資産（取得 価額調整控除後） その他の所得計	主たる給与 以外の給与 所得区分 総所得金額①	税 額	税 額	税額控除額② 所得割額③ 均等割額④	6月分 7月分 8月分	住	所	姓 名 番 号	
除 税 額	除 税 額	納 付 額	納 付 額	均等割額④ 特別徴収税額⑤ 税額控除額⑥ 所得割額③ 均等割額④ 森林譲渡税額⑦ 特別徴収税額⑧ 控除不足額⑨ 増徴額（⑩-⑨） 既納付額⑩ 変更前税額⑪ 増徴額（⑩-⑪） 課税額（⑩-⑪）	9月分 10月分 11月分 12月分 1月分 2月分 3月分 4月分 5月分	あなたの特例課税額を基盤として算定（決定）したので、毎月納税4回、累計5回が原則です。（「課税区分」の欄に正しく記載してください。また、この通知書の受取等が可能な場合は、この通知書を受け取る当日から起算して1ヶ月以内（「市・町」欄に対して書面請求をすることができます。この特別徴収税額の取扱いの変更は、納税の要請書に添付した申告書提出日の翌日から起算して1ヶ月以内（市・町）を後付として（市・町）納付控除の代金として）換算することができます。なお、給付の取扱いの変更は、納税の要請書に添付した申告書提出後であれば換算することができないこととされていますが、⑩課税額が⑨より少なくなると増徴額が生じます。⑩の増徴額は、給付の取扱いの変更により生じた課税額を換算する必要があるとき、⑩の増徴額を減らすことによる正当な理由があるときは、納税を基盤としても給付の取扱いの変更を換算することができます。		令和 年 月 日	市町村長 氏 名 〇

また、当会入学一時金奨学生又は学生寮入寮者に同時に申請するときは、調査書及び住民税決定通知書の写しについては、いずれかに1部添付すれば、他の願書には添付不要です。その場合、願書の同時申込状況欄に○を付けてください。

なお、住民税決定通知書が手元にない場合は、栃木県育英会事務局（028-623-3459）まで御連絡ください。別途、提出していただく書類をお伝えします。

6 書類の提出先及び提出期限

公益財団法人栃木県育英会事務局 令和7（2025）年3月14日（金） 必着 厳守  
〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20（栃木県庁舎西別館3階）  
☎028-623-3459  
※ 不明な点がありましたら、事務局へお問合せください。

7 選考及び採用決定等

- (1) 学習成績・所得の状況をもとに選考委員会において選考し、その結果を本人に通知します。申込者が多い場合、出願資格を満たしても内定者とならないことがあります。
- (2) 内定者は、進学先が決定した後に必要な手続きを行い、理事長が採用を決定します。採用の決定に際し、連帯保証人2名（うち1名は父母又は後見人、他の1名は別世帯の人）が必要です。

8 その他

申込書類は、県内の各高等学校・市町教育委員会事務局に置いてあります。  
また、当会ホームページからも申込書類のダウンロード（※）が可能です。  
※ダウンロードした願書を印刷する紙は、白のプリンター用紙、片面印刷で構いません。

## ○ 所得要件算定基準額について

所得要件算定基準額とは、父母又はこれに代わって家計を支えている人の給与収入金額又は所得金額に基づき、下記のとおり計算した額です。

$$\begin{aligned} \text{(所得要件算定基準額)} &= \text{(課税標準額)} \times 6\% \\ &\quad - \text{(市町民税調整控除額)} \\ &\quad - \text{(多子控除)} \dots \text{(注1)} \\ &\quad - \text{(ひとり親控除)} \dots \text{(注2)} \end{aligned}$$

(100円未満は切捨て)

(注1) 父母又はこれに代わって家計を支えている人が、2人を超える子ども（就学者又は就学前の子）を扶養している場合、2人を超える子ども1人につき40,000円を控除します。

例) 「申込者本人」、「大学生の兄」及び「中学生の妹」を扶養している場合の控除額は、  
 $(3-2) \text{人} \times 40,000 \text{円} = \underline{40,000 \text{円}}$   
 となります。

(注2) ひとり親世帯に該当する場合、40,000円を控除します。

## ○ 収入及び所得の上限額の目安

世帯人数	想定する家族構成	世帯の年間給与収入金額 ( ☆ が会社員等 )	世帯の年間所得金額 ( ☆ が自営業等 )
3 人	本人、親1(☆)、 親2(無収入)	1, 1 1 3 万円	8 7 9 万円
4 人	本人、親1(☆)、 親2(☆)(注)、 中学生	1, 2 5 0 万円	8 9 2 万円
5 人	本人、親1(☆)、 親2(☆)(注)、 中学生、小学生	1, 3 3 4 万円	9 5 8 万円

注) 親2は、例として、給与所得の場合(左表)は収入300万円、給与所得以外の場合(右表)は所得200万円としています。

# 栃木県育英会月額貸与奨学生(大学等)願書

栃木県育英会月額貸与奨学生(大学等)として採用していただきたく、関係書類を添えて申し込みます。

令和 6 年 10 月 25 日

公益財団法人栃木県育英会理事長 様

申込者、保護者がそれぞれ自署してください。※印の箇所は該当文字を○で囲んでください。

- 希望する奨学金の番号に○を付けてください。(併願可)
- ① 一般奨学金
- ② 青木奨学金(医)
- ③ 青木奨学金(大)

フリガナ	トチギタロウ
氏名	平成 栃木太郎
生	18年8月31日生
学校名	栃木県立○○高等学校 令和7年3月卒業
現住所	〒(320-8501) 宇都宮市埜田1-1-20
氏名	本人と続柄の 栃木一郎 父
住所	〒(320-8501) 宇都宮市埜田1-1-20



## 推薦書

上記の者は、貴会奨学生として適当と認められますので、別紙調査書を添えて推薦します。

令和 6 年 10 月 20 日

公益財団法人栃木県育英会理事長 様

栃木県立○○高等学校 校長

同時申込状況	入学一時金	学生寮
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

・該当欄に○を付けてください。  
・欄外、申込書はそれぞれ必要です。

申込者(本人)の状況

希望進学先	① <input type="radio"/>	○	○	※大 学 短 大 専修学校専門課程	※学 部 科 経 済	※学 部 科 学 部	※修 業 年 限 4 年
希望進学先	2			※大 学 短 大 専修学校専門課程			※修 業 年 限 年
希望進学先	3			※大 学 短 大 専修学校専門課程			※修 業 年 限 年

奨学金希望理由 **<希望理由を具体的に記入してください。(6行程度)>**

他奨学金の別	※(付)・無	奨学金の名称	日本学生支援機構奨学金	貸与月額等	64,000 円
実施機関名	※(1) 出願中	2. 今後、出願予定			

注)「希望進学先」のうち、入学が決定している場合には、その番号を○で囲んでください。

家族の状況

生計を一にする家族	続柄	氏名	年齢	勤務先名及び電話番号	職業	本人と同居・別居
父	栃木太郎	48歳	南○商店 028-623-3459	自営業	※同居	
母	花子	47歳	○ 028-623-3458	パート	※同居	
祖父	清一	69歳	-	無職	※同居	
兄弟姉妹	兄 栃木学	20歳	※国・公・私 ○○大学	2年	※自宅外	
本人を除く親族	姉 〇〇	〇歳	※国・公・私	年	※自宅外	
本人を除く兄弟姉妹	弟 〇〇	〇歳	※国・公・私	年	※自宅外	
家族	祖父母	〇歳	※国・公・私	年	※自宅外	

注) 心身障害をお持ちの方で障害者手帳又は障害者手帳の交付を受けている人は、手帳のコピー(氏名・職がわかる部分)を添付してください。添付のないときは、控除されません。

育英会記入欄(記入不要)

課税標準額1... (a)	円	(a) + (b) × 6% = ①	円
課税標準額2... (b)	円		円
調整控除額1... (c)	円	(c) + (d) = ②	円
調整控除額2... (d)	円		円
調整控除額	円	③ < 該当する場合(40,000円) >	円
調整控除額	円	④ < 左記の人数 × 40,000円 >	円
調整控除額	円		円
所得要件算定基準額 > ① - (② + ③ + ④)	円	(100円未満切捨て)	円